

出席議員(18名)

1番	森 裕樹 君	2番	加藤 滋 君
3番	安藤 義憲 君	4番	平間 幸弘 君
5番	桜場 政行 君	6番	吉田 和夫 君
7番	秋本 好則 君	8番	斎藤 義勝 君
9番	平間 奈緒美 君	10番	佐々木 裕子 君
11番	安部 俊三 君	12番	森 淑子 君
13番	広沢 真 君	14番	有賀 光子 君
15番	舟山 彰 君	16番	白内 恵美子 君
17番	水戸 義裕 君	18番	高橋 たい子 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂 君
副 町 長	水戸 敏見 君
会計管理者兼 会計課長	平間 清志 君
総務課長 併 選挙管理委員会書記長	鈴木 俊昭 君
まちづくり政策課長	藤原 政志 君
財政課長	森 浩 君
税務課長	安彦 秀昭 君
町民環境課長	遠藤 稔 君
健康推進課長	佐藤 浩美 君
福祉課長	八矢 英二 君
子ども家庭課長	水戸 浩幸 君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	沖館 淳一 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	一条 敏貴 君
危機管理監	平間 信弘 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	水上 祐治 君
生涯学習課長	池田 清勝 君
スポーツ振興課長	加藤 栄一 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
次 長	奥村 朝子
主 幹	太田 健博
主 任 主 査	佐山 亨

議 事 日 程 (第2号)

令和3年2月18日(木曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第64号 柴田町景観条例
- 第 3 議案第65号 柴田町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第66号 柴田町手数料条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第67号 柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第68号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第69号 令和2年度柴田町一般会計補正予算
- 第 8 議案第70号 令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 9 議案第71号 令和2年度柴田町介護保険特別会計補正予算

第10 議案第72号 令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

第11 議案第73号 令和2年度柴田町水道事業会計補正予算

第12 議案第74号 令和2年度柴田町下水道事業会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。また、執行部への出席要求は、議会基本条例第5条第2項の規定により、必要最小限にとどめておりますことをご承知ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において12番森淑子さん、13番広沢真君を指名いたします。

日程第2 議案第64号 柴田町景観条例

○議長（高橋たい子君） 日程第2、議案第64号柴田町景観条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 何点か中身についてお聞きしたいことがありますので、よろしくお願ひします。

基の条例の都市景観法第8条第4項第2号のロによりますと、建築物又は工作物の高さの最高制限又は最低限度は条例で定めるといふふうに記載があるんですが、この条例を見ますとそのようなことは書いていないんですが、説明のときに、高さ10メートル、床面積500平米、開発行為では1,000平米以上という規制がかかるということだったんですが、これはどういうことからこれが出てくるのかお聞きしたいと思います。

それと、今の制限の高さ10メートル、床面積500平米、その外観の色彩というのは記載があるんですが、これは高さを規制するのがメインなんですか、それともボリュームというか、

全体の建物の大きさ、これを規制するのがメインのものなのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

それと、一番最初に第3条で、都市景観法第8条第1項の規定に基づき都市景観を定めると書いてあります。それで、都市景観法の第8条第1項第1号では、現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域にこの制限がかかるというふうに、地域についてこういうふうに指定しているんですが、ここでいう現に良好な景観を保全する必要がある区域というのはどのような形で制定されているのか、考え方をお聞きしたいと思います。

それと、第5条で、都市景観法第16条第1項の各号に掲げる行為をする者は、この条例の基準に適合させることとあるんですが、法第16条第1項では色彩は変更するのみに規制がかかるという記載があるんですが、例えば建物を増改築するようなどときにはこの規制はかからないのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

それと、この条例の第3条第2項では、都市計画審議会の意見を聞いて町が策定するというふうな書き方になっているんですが、これは何をベースに、先ほど言いましたボリュームとか、一番最初の良好な景観を保全する区域というのは、どういう意見を聞きながら町が策定するのか、ベースは何なのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まずは、1点目からでございます。高さ等、条例に記載はあるのかということでございますけれども、今回の条例については、県条例のいわゆる担保する条例、運用条例でございますので、実際、500平米、1,000平米等、高さ等については規則のほうで定めるといこととしております。規則です。

その次に、2点目です。これは、あくまでも誘導でございますので、高さ等が10メートル以上であってはならないとか、そういうことではございません。建築物は建築できますが、色彩等の誘導を行うものということでございます。

3点目です。誘導区域の場所ということでございますけれども、全協でもお話ししましたが、現在、用途区域内ですね、都市計画法上の規制とかもしておりますし、都市計画区域内ということにしております。これは、ほかの市町村も用途区域内ということで統一的にされております。

4点目です。景観法上の第16条第1項では、基準日以前のものについては、変更になる部分のみが対象ということで規定されております。届出が必要になるということでございます。ただし、全体の色を変えるとか、そういった場合は全体の協議が必要ということになります。

5点目です。将来的に町の景観計画を策定する場合は、審議機関として都市計画審議会委員の方々にご意見を賜るといふことにしているわけでございます。実際に策定する場合は当然、有識者とか様々な関係機関の方を集めて、策定委員会とかをつくって策定するということになるかと思っております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。秋本君。

○7番（秋本好則君） 用途区域のある範囲ということなんですが、都市景観法でいう、現にある良好な景観を保全する必要があるというふうに来ているわけですね。ですから、現にあつて良好な景観を保全する必要があるというのは、全用途区域とは限らないような感じがするんですが、このところがどうもちょっと私には理解できないところです。

ですから、現にある良好な景観を保全する区域というのは、もう少し町民の意見を聞くなり、皆さんの共同の認識というのを醸成していかないと、この区域はどこなのかという共通認識は得られないんじゃないかと思うんです。これは決して、役所のほうがここが景観としていいところですよと指定するものとは違うんですよ。あくまで住民のほうから立ち上がってきて、このところは非常にいい景観なのでみんなで大事にしましょうよという雰囲気が醸成されないと、単に形だけのものになってしまうおそれがあるんですね。ですから、この辺をどういふふうな形でやっていくのか。それが町で逆に上から網かぶせるように、ここはいいところだから、ここはという、そういうやり方はちょっとおかしいなと私は思うものですから、この辺についてお聞きしたいと思っております。

それと、多分この辺で都市計画審議会のほうの意見を聞いてということなんですが、都市計画審議会のほうでも何をベースにするのか。例えば、住民のほうの意見の醸成があれば、それを基にして専門的な立場から意見を言うことはできると思うんですけども、何もなくて都市計画審議会の意見と言われても出しようがないと思うんですよ。その辺をどういふふうにご考慮されるのか。

それと、もう一つは、変更するときに網がかかるということなんですが、色彩ですね。色彩の変更をするときに網がかかるということなんですが、例えば増改築、例えば1坪だけ残っていて、あと49坪を増築するということだってあり得るわけですよ。そうした場合に、その49坪をするときに全く網がかからなくていいのかという、そういうことで何か崩しになるおそれがあると思うので、その辺についてももう一回お聞きしたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 再質問の1点目、良好な区域、秋本議員言うとおりに、確かに、ここからの景観については非常に良好な景観だから、何らかの規制をして保全的なものをしていきたいという区域が当然あるというのは承知していますが、今回は仙南2市7町統一した考えでもって県で定めたということでございまして、町で景観計画を新たに定める場合は、当然住民のご意見なども聞きながら、現用途区域だけではなくて、いや、ここも、ここもという部分が出てくると思うんですね。その際には、当然見直しというのは、県では町で定める場合はいいですよということでお伺いしていますので、改めて計画をつくった際には変更の対象としてやっていくということになるかと思えます。

あとは、都市計画審議会関係、どのベースでということですが、当然、景観計画策定に至っては、出だしからいろいろな条件、こういった区域はこうだ、こういうふうになっていますという現況などもお話しして、様々なデータを積み上げて、いわゆる策定委員会なるものに当然かけてつくっていくんですけれども、最終的な審議機関として都市計画審議会という位置づけにしたいと思っていますので、そういった中間での報告とか様々なデータもお示しして最終的にはつくっていくということになるかと思えます。

あとそれから、色彩の関係ですね。建築物で500平米を超えた場合は、県計画でも、法上の第16条の第1項においても、たとえ1平米の増築であっても増築した部分については届出は、変更の部分だけは出さなくてはならないという決まりがございますので、そこは上位法の基準に従うということです。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ございますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） はい、分かりました。ちょっとこだわるようなんですけれども、良好な景観を保全する区域、そういった関係で保全する区域ですね、それを決めた段階でこれを改正するというのであれば、逆に言ったら、そういったものが醸成された時点で景観条例をつくってもいいんじゃないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まずは、今回の県計画に基づいた条例を運用させていただいて、いつの段階で住民が、行政が、どういった景観でもってこうしていきたいという方針を定めていくかということについては非常に難しい部分があると思うんですね。どの程度ご理解を得られているのかということのも、運用してからでないとなかなか見えない部分も多々あると思えます。

多分、個人的には、私のうちの周辺は蔵王が見えて非常にいいと、あるいは片や、いや、ここはこうであるべきだという考えの人もいると思うんですね。だから、一概にすぐに条例がで

きるか、景観計画ができるかといったら、少しは時間をいただかないと難しいのではないかと
いうふうに考えています。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。6番吉田和夫君。

○6番（吉田和夫君） 6番吉田和夫です。

私も、この景観条例の第5条のところですね。先ほど秋本議員も言われましたけれども、第
16条第4号、先ほど説明で500平方メートル以上のところで届けなければいけないということ
なんですけれども、例えば大高木となるような木も植えられないんですよ。大木となるよう
なもの、植栽、伐採は届出必要だということなので、大木となるような木は植えられないのか
というのが1点ですね。

それから、2点目は、高木になって、10メートル以下でも構わないというお話でしたけれど
も、例えば10メートルの大木になって道路まではみ出しているとかというのがあれば、景観の
ほうからちょっとこの木は切られませんかよというふうになるのかどうか2点。

3点目は、高さのみでなくというお話がありました。高さのみでなくて、10メートルになら
なくてもというお話でしたので、例えば横に伸びたやつですね。高さもあって、横に伸びて道
路まではみ出たとかというようなものからすれば、これも届出とか、あるいは立派な木だっ
たら切られないとかというふうになるのかどうか。

この3点だけお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 1点目からです。木の関係でございますけれども、まずは開発
行為についての1,000平米以上、これから開発しますよというところの1,000平米以上の土地に
対して一定の誘導をしていくということでございますので、現在ある木、木は当然成長します
ので、それが10メートルを超えているとか、そういうことについては触れてはしません。開発
時には、恐らく10メートルを超える木の申請というのは今まで正直なかったですけれども、自
然に大きくなるものについては対象にしていません。いわゆる10メートルを超えるような木は
できるだけご遠慮いただきたいとか、そういった誘導も必要になってくる可能性がござい
ます。

あとは、2点目の切る、切らないの話ですが、これも7月1日以降に1,000平米以上の開発
行為があった場合が対象でございますので、例えば1,000平米以上の土地に10メートルを超え
る木があったと、そういった場合は、既存の木については誘導の対象とはしていません。3点
目も関連ございますので、2点目、3点目の答えとして、そういう答えでお願いします。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「オーケーです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

施行日が7月1日というのは、何か理由があるんですか。

それから、第3条の景観計画について伺います。景観計画というのは、その地域ごとにつくっていくということによろしいのでしょうか。どの段階で景観計画を策定することになるのか伺います。

それと、先ほど秋本議員の質問の中で、面積については規則で定めるということだったんですが、規則にはどのようなものがほかに入るのでしょうか、伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まずは1点目からです。今回の条例、宮城県が定めた仙南2市7町に関わる仙南地域広域景観計画の根拠条例でございますが、宮城県からは、十分な周知期間を設けて、仙南で統一した施行日にしてくれというふうに協議がなされています。

それで、実は2月会議に上程しますのは、選挙もある関係上、柴田町だけ、ほかは3月末までの制定ということなので、最低3か月の期間は設けてほしいということで、既に県からはパンフレットなどもよこされて、住民に実は一戸一戸配るということになっています。配布する予定なので、いわゆる7月1日からというのは、新規条例でもありますし、配布期間ということもありますので、県からはそのような取決めがなされているということです。

あとそれから、景観計画については、地域ごとのいわゆる地区計画のような計画ではなくて、全体として、町全体としてこうしていくということを定めたいと考えています。

あとは、規則についてですが、建築物とはとか、例えば500平米、1,000平米、10メートル以上、あるいはこういった行為があるのか、例えばこれは景観法の中にも書いてありますし、建築基準法の施行令にも、建築物とは、あるいは工作物とはという規定がありますので、そういったものを規則の中で規制の対象として羅列するような形で構成するというのが規則になります。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） では、景観計画はいつ頃策定予定なのかと、それから今の規則についてはもうできているのか、いつになるのか伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） すみません、1点目、ちょっと聞きづらかったんですが、まずは2点目だけ。規則の案はございます。規則の案はございますが、施行日については、総務課と協議をして施行日を決定していくということです。

1点目、すみません、もう一度お伺いしていいですか。

○議長（高橋たい子君） もう一度お願いします。

○16番（白内恵美子君） 最初の再質問でも聞いたんですけれども、景観計画の制定というのはいつ頃を考えているのでしょうか。

それと、ごめんなさい、規則のほう、条例と一緒になくても大丈夫なんですか。その規則を見て、この条例の細かい内容を知ることとなると思うんですけれども、それがなければ開発しようとする人は困るんじゃないかなと思うんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 今の最初の質問、もう一度ということだったんですが、もう一つ追加されましたので、再々質疑ということでよろしいですか。（「はい」の声あり）

では、答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 景観計画の策定については、先ほど秋本議員にもちらっと触れましたが、まずは運用をさせていただいて、いわゆる色彩等の誘導という観点に基づいた誘導になりますので、ちょっと緩やかな誘導にはなるんですが、まずは運用させていただいて、今後当然、住民をはじめ有識者など様々な方々の意見を聞いて、早い段階と言いたいところですが、熟成具合というかご理解をいただく期間を設けて、じっくりとちょっと構えながら策定していきたいと思います。

規則についてですが、先ほど議案も通っていないのであやふやなことを言ってしまいました。7月1日としたいと考えています。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 質問でも触れていたんですけれども、都市景観法第2条第3項に都市景観の理念というのが載っております。ちょっと読ませていただきますと、「良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それ

ぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない」というふうに景観法の理念では載っております。またこれは、柴田町でこの理念にのっとって考えたときに、共通の認識としてこの理念が形成されているのでしょうか。これが私はちょっと不安が残ります。

また、条例の第1条の目的に、町の良好な景観を守り育むとともに、町民が愛着と誇りを感じ、来訪者の心に残る景観を保全する、これが目的だと書かれております。この良好な景観というのは何なのか、何が愛着と誇りを感じる景観なのか、最初に私たち町民の共通認識を確認し、民意を集約することが先ではないでしょうか。それから景観条例をつくっても遅くはないと私は考えております。

景観条例は、広い意味で一つの都市計画と考えています。私は趣味で水彩画を描いておりますけれども、この絵を描くことと関連して見ますと、まず大体の構図を決め、レイアウトを決めながら、何を重点にするのかを決めていきます。その上で細かいところを描いていくのですが、この条例は構図ができる前に最後の、例えば樹木の葉っぱを描くというようなことではないかと思えます。

私は、柴田町の良好な景観が何になるのか、何が愛着と誇りを持てる景観なのか、これを決めるのは柴田町に住む住民、私たちだと思っております。決して行政サイドから押しつけるものではないと思っております。ですからこそ、先に住民サイドでの環境醸成が必要だと申し上げております。そうしなければ、この規則は生きてこないと考えます。

この意味で私は、この条例は少し拙速過ぎるのではないかと、時期尚早ではないかと考えて、ここに反対したいと思っております。

同僚議員の懸命なる判断に委ねます。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。5番桜場政行君。

○5番（桜場政行君） 私は、議案第64号柴田町景観条例について、賛成の立場から討論をいたしたいと思えます。

この条例の目的は、宮城県の指導も受けることですが、仙南2市7町の30年後、40年後の景観を統一したすばらしいものにする条例であり、計画策定に当たっては、先ほど課長の説明を聞くと、じっくりと3か月以上、7月1日に策定するような話がありましたけれども、十分に町民から意見も聞けるし、また計画策定に当たっては、我々の代表である都市計画審議委員会のお話もしっかりと聞きながら制定するということであり、将来の柴田町、仙南を考えると、この条例に関してはやはり賛成すべき議案と考えます。

同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号柴田町景観条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第65号 柴田町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税
に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第3、議案第65号柴田町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号柴田町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第66号 柴田町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第4、議案第66号柴田町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。2点ほど質問させていただきます。

集成図の費用ということで1,000円になっているんですが、たしか法務局でいきますと、公図の閲覧、コピーが750円だったと思うんですが、これと合わせなくて大丈夫なのかということと、デジタルデータがあるんですね、そのデジタルデータの閲覧、あるいは教えてもらうことに際しても同じことなのか、この2点お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 1,000円にした理由というのが、近隣市町村の例に合わせて、ほとんどが1,000円なんです。法務局まで出向くということになりますと時間と手間もという部分もあるでしょうけれども、法務局では確かに750円で取れるということなんです。2市7町もほとんど1,000円ということで統一されていますので、私どもも1,000円でご提案をしたいなというふうに思っています。

ただ、デジタルデータの閲覧については、料金は頂きません。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号柴田町手数料条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第67号 柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例

○議長（高橋たい子君） 日程第5、議案第67号柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

該当者数は何人増えるのでしょうか。

それから、この金額を出すときというのは、どのような計算式で行ったんですか。小学生も高校生も同じような計算式になるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 人数が何人増えるのかということですが、令和2年3月30日時点の年齢別の人数を把握しておりましたのでそちらのほうでいきますと、10月1日時点で対象となる新高校1年生、こちらのほうは324人になります。高校2年生につきましては312人、3年生は358人で、合わせまして994人が新しく対象となる児童ということになります。

金額のほうでございますけれども、無償ということで、窓口で払ったものに対しまして子ども医療費のほうで後で現物給付ということでやっておりますので、その分を医療機関のほうにお支払いするということになります。

計算の方法につきましては、ゼロ歳から18歳まで同じような考え方の計算になります。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 実際には、この高校生分の現在かかっている分というのは、町としては把握できないわけですね、皆さんが国民健康保険ではないので。それで、人数で小学生と同じにしたということ、計算方法ですよ。普通に考えて高校生は、けがは多いかもしれないけれども、あまり病気はないだろうと思うんですよね。だから、どういう計算式で出したのかなというのがちょっと気になったところなんですけど、同じで出したと。そうすると、これを超えることはない、むしろこの金額よりも少ない予想でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 高校生が医療機関を使う割合ということの考え方なんですけれども、やはり高校生がどのぐらいの医療機関を受診するのかというのがちょっと把握できませんので、今回も当初予算のほうにそういったことで計上させていただいておりますけれども、そちらにつきましては、周辺の市町のアップ率を基に、高校生まで含めた場合にどの程度割合

それから、介護保険事業計画の次期計画は出されていますが、今後3年間の介護保険特別会計で基金残高はどのように推移するのかという点で、今回出されている介護保険料の引上げの場合と据置きにした場合の推移というのが、出せば出していただきたいんですが。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（八矢英二君） お答えいたします。

コロナ禍で介護サービスの利用が減っているのではないかということに関してですが、令和元年度の実績と令和2年度の実績見込みで比較しますと、デイサービスなどの通所系と施設系のサービスでは減っておりますけれども、訪問介護などの訪問型は逆に増えております。なお、総給付費については、前年比約0.5%増で見込んでおります。

続きまして、受皿となる介護事業所の経営状況という質問でございましたが、各事業所の事業実態も大変だと思われそうですが、今現在においては経営に関する相談等はございません。町としましては、コロナ禍における支援策としまして、社会生活サポート事業経営・雇用継続応援事業で事業所に支援金を支給しているところでございます。

続きまして、基金残高の推移ということでございましたが、令和3年1月末日現在の残高は1億5,945万6,550円となっております。今回の保険料は計画期間3年間で考えておりますが、保険料基準額を5,600円に設定した際には、基金から9,000万円の取崩しを行いまして、保険料基準額を217円減額しております。令和3年度から3年間で基金を9,000万円取り崩しまして、決算の剰余金の一部を毎年基金に積立てしながら、令和5年度までにまた9,000万円程度の積立てを見込んでいるという計画になります。次期計画の保険料の算定時にも取崩しが可能となる計画で、保険料の上昇を抑制することができると考えて今回計画しております。

保険料を5,400円に据置きした場合ですが、基金から約1億7,000万円の取崩しが必要となり、現在の基金残高1億5,000万円に比べて不足することとなります。仮に、保険料を据置きした場合は、今後の3年間で9,000万円に加え、8,000万円の取崩しが必要となります。また、保険料を据置きにした影響で決算の剰余金がなくなり、準備基金に積み立てることができなくなるため、次期計画では保険料を軽減することはできなくなります。剰余金を積み増ししては崩すパターンで運営しておりますので、安定した事業運営とならないと考えられます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 今のご答弁ですと、コロナ禍での、特にデイサービスとかは給付料が減

っているということですが、訪問介護のほうは増えているということです。このコロナ禍というのはいつまで続くかちょっと分からない状況の中で、今の時点で想定しろといっても難しいのかもしれませんが、今一定落ち着いている部分が、感染者の増加数が落ち着いている部分もありますが、もし仮に再拡大のような動きになって、特に高齢者というのは重症者リスクが高いわけですから、その辺りで介護事業者の、私も介護事業者というか医療介護事業者の経営の末端のほうに参加している立場でもありますので、その辺の情報も入ってはくるんですが、細心の注意を得ながらも、ただ、やはりどうしようもなくなった場合には介護サービスの中身というか、事業所の側でも考えざるを得ない部分もあるというふうに思うんですが、3年間の次の計画のうちで、やっぱり推移として介護給付費が増えていくというふうに考えているのか、それとも据置き、あるいは減っていくというふうに考えているのかというのは、改めてこのコロナ禍も加味するとどうなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（八矢英二君） 今回のコロナに関して想定をしているかということになるかと思うんですけども、基本的に前年までの推移でつくっておりますので、深くは入っておりません。

ただ、先ほどの問合せの中で、どのようなコロナ禍の事業所の想定をしているのかという話になるんですが、今回も通達は流れておるんですが、あくまでもコロナ禍であっても訪問系の事業は行わなければならないということで、感染者ではないですけども濃厚接触者のところに行くときにはこのような注意をしなければならないという通達も各事業所に一応流れているところではございます。なので、供給量は変わらないという認識を持っております。

以上でよろしいですか。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑……（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

保険料の減額賦課について伺います。低所得者にとって、この減額賦課があるから大分助かると思うんですけども、令和5年度まではまずこの減額賦課があるということでよいと思うんですけども、その後については何か情報というのはあるんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（八矢英二君） 保険料の減額賦課につきましては、平成27年4月に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律によりまして介護保険法の改正がありました。消費税を原資とした公費を投入して、段階的に低所得者の保険

料の軽減強化を行ってきたところということになっております。令和2年度には完全実施となりまして、所得段階、第1段階の方は40%、第2段階の方は33%、第3段階の方は6%の軽減というふうに完全実施になっております。国の通達によりますと、令和3年度以降も軽減を継続することとなっております。

また、今回の減額賦課に関しましては、台風や地震などの自然災害の一時的な減額ではなくて、消費税の公費投入となっておりますことから、継続するものと考えております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） あまり不安なく継続ということではよろしいんですか。本当に当分、国の制度として補助を受けられるということではよろしいんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（八矢英二君） 今回の場合、基本的に最初の始まりが消費税の公費投入ということで来ておりますので、消費税が変わらない限り続くのではないかと認識しております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。13番広沢真君。

○13番（広沢 真君） 議案第68号に反対の立場で討論させていただきます。

まず、前提として、次期の介護保険事業計画などを見ても、町の努力として大きな瑕疵というか間違いがあるというふうには私も思っておりません。その中での努力、それから運営の努力もされているというふうに思います。

根本的に言えば、消費税の財源を社会保障に使うというんだったら、もっと抜本的に介護保険にも投入して大幅な国の負担を変えればいいというところが最終的な答えになるんですが、ただ、今の町民の生活実態を考えた場合に、介護保険をはじめとする公共の負担が増えることが、金額の多少はありますが、でも、より低所得者に照準を当ててみますと、間違いなく負担が増えることには変わりありません。

私の政治信条からも、それこそ議員になったときから、使いやすい介護保険を目指しますというのが私の一つの政治目標でもありますし、それから今回の値上げによって負担をする町民

の心情にも寄り添って、今回は反対の立場を貫かせていただきます。

同僚議員の賛同をよろしくお願いします。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。2番加藤滋君。

○2番（加藤 滋君） 2番加藤滋です。

ただいま議題となりました議案第68号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

本日、議会に提案されました柴田町介護保険条例の一部を改正する条例については、団塊の世代が75歳になる令和7年の社会を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保のため、第8期介護保険事業計画に基づいた保険料負担の見直しによるものであります。

町の高齢化率が30%と3人に1人が高齢者となっており、今後も高齢化は進む見込みです。その中であって、介護保険制度は高齢者とその家族にとってなくてはならないサービスで、介護保険給付の費用も年々増大している状況にあります。

しかしながら、柴田町では介護予防にも力を入れていることから、第7期介護保険事業計画期間中では県内で6番目に低い保険料となっています。また、第8期介護保険事業計画の保険料を定めるに当たり、介護保険給付準備基金の取崩しにより、保険料の基準額で月額200円のアップに抑えております。

高齢化社会における介護保険制度は、高齢者の生活に欠かせない制度として定着していることと、介護保険の安定的な運営、持続可能な制度として必要な改正でありますので、同僚議員の賛同をお願いするものであります。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

10時40分再開といたします。

午前10時26分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

次の日程に入る前に、先日、永年在職議員に対する表彰がありましたので、議会運営基準に基づき伝達したいと思います。

全国町村議会議長会表彰及び宮城県町村議会議長会表彰で、議員として15年以上在職し、功労のあった者、水戸義裕殿、広沢真殿。

仙南地方町村議会議長会表彰で、議員として在職11年以上の者、森淑子殿、安部俊三殿、佐々木裕子殿、平間奈緒美殿。

表彰状を伝達いたしますので、どうぞ前にお進みください。

〔表彰状伝達〕

○議長（高橋たい子君） 受賞されました方々、おめでとうございます。ご苦労さまでございます。

なお、私も仙南地方町村議会表彰をいただきましたので、報告させていただきます。（拍手）

次に、宮城県町村議会議長会の議会広報選考会において、議会広報「しばた議会だより」が初めて宮城県で第1位となる特選を受賞しましたので、報告いたします。（拍手）

議会広報常任委員長及び各委員の皆様には、ご尽力を賜り、感謝を申し上げる次第でございます。

最後に、全国町村議会議長会表彰におきまして、全国で唯一、柴田町議会が初めて全国第1位であります特別表彰を受賞いたしましたので、報告いたします。（拍手）

これもひとえに、各議員の皆様だけでなく、執行部の皆様のご協力があったのたまものでございます。心から感謝を申し上げます。

日程第7 議案第69号 令和2年度柴田町一般会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第7、議案第69号令和2年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、まず、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入を一括といたします。

歳出については、まず1款議会費38ページから4款衛生費49ページまでで、次に6款農林水産業費49ページから13款予備費65ページまでといたします。

なお、質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

まず、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入の質疑を許します。

質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 15番舟山彰です。

33ページ、上の4目商工費国庫補助金、マイナス920万円ですが、この東北観光復興対策交付金が減った理由ですね。

それから、2点目は、その一番下に県支出金の総務費のところがありますが、移住支援事業交付金がマイナス145万5,000円、これがなぜ減ったか。

最後は、36ページ、いろいろな検査収入が減ったというのは、やはりコロナの影響で町民の方も町のいろいろな検査を受けるのを控えたというか、それが理由なのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（沖館淳一君） 1点目、東北観光復興対策交付金920万円の減額でございます。

当初予算には、国のほうに交付申請した際の事業費の80%ということで計上をさせていただいておりました。2,320万円での計上でございます。その後、国のほうの交付決定がございまして、不採択というような事業も何点かございまして、1,400万円の事業費に縮小されてございます。その80%の交付金ということで……、当初ですね、すみません、交付金の金額のほう、2,900万円の当初予算でございましたけれども、1,750万円まで減額ということで、今回の差額分920万円を減額させていただいてございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（藤原政志君） 33ページ、一番下の移住支援事業交付金の減額理由について申し上げたいと思います。

こちらは、歳出のほうで移住支援金というのがございまして、これは1世帯100万円、申請

によって100万円を交付するものでございますが、3世帯300万円を計上しております。それに伴って、国と県の負担金、これは合わせると4分の3ということになるわけですが、それが225万円交付される予定でしたけれども、現在、移住支援金を申請する方がまだいないということで、3世帯分取っていたんですけれども、ただ、今後出てくる可能性もございますので1世帯分を確保するというので、移住支援金については歳出で100万円にしております、ここはそれに伴って145万5,000円減額ということになったものでございます。

○議長（高橋たい子君） 36ページ、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 36ページ、雑入の各種検診国保負担金の件、こちらのほうは国民健康保険に加入されている方に町が半額助成をしているものになります。検診が終わった後の精算ということの数字になっております。

先ほどのご質問では、検診全体の人数が減ったのかというふうなことがありましたが、今回の胃がん検診、子宮がん検診、そこにある検診それぞれなんですけど、若干ずつ人数が減っております。一番減ったのが胃がん検診にはなるんですけど、胃がん検診は4月予定していたものを中止しまして6月に変更した結果で、約1割、2割近くかな……、300人程度全体で人数が減っております。

ただ、ほかの市町村は3割減というのが今年度の検診の減少でしたので、柴田町は2割までも減ってはおりませんので、まず受けていただいたのかなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） すみません、再質疑というか、3つは答弁納得したんですが、さっきちょっと質問を1つし忘れたので、追加みたいでよろしいですか、1つだけ。

35ページの財産収入の不動産売却収入、マイナス4,418万円というのが、土地を売る、町有地とかを売る予定だったのが売れなくて、その分、財産売却収入が4,400万円ほど減っているということなんですけど、どこを売るつもりで、どういう理由で駄目になったのかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 財産売却収入のほうの減額の理由になりますが、場所に関しては北船岡二丁目地内ということで、羽山児童館が今、旧羽山児童館の跡地ということで建物込み込みで売買をするということで予算を計上させていただいたんですが、やはり更地ではありませんし、なおかつこのような経済状況の中で、売買に至らないというか引き合いがなかったということで、今回は予算のほうを下ろさせていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 4,400万円ほどって、どうなんですかね、これがなかったから町がそれで極端に財政が苦しくなったということでもないんでしょうけれども、今後もそこは売る計画でいるということなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 今後のことなんですが、当初、令和3年度においては、財産売払いとしては計上しておりません。やはり建物が解体費込みでということで売買を考えておりましたので、その辺もありまして引き合いがなかったのかなとは思いますが、今後、なかなかこの経済状況が好転しない限りは、大きい面積で金額的にも大きいですので、実際問題として今後そこは有効活用を図るということで、駐車場等の賃借に向けて活用を図っていきたいと思っておりますが、そのほかに町有地として有効活用できる部分があるのであれば、売買に向けて今精査をしているところでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

25ページの繰越明許費補正、5件出ていますけれども、事業完了予定を伺います。

それから、26ページの債務負担行為補正追加にコールセンター業務が載っていますけれども、どのような仕事内容になるのか伺います。

同じく、26ページの債務負担行為補正の変更のほうに、庁舎1階備品リース料が載っていますけれども、大幅減額の説明をお願いします。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 25ページ、繰越明許費の各事業の完了予定ということですが、まず、庁舎・保健センター耐震補強等事業に関しては、令和3年度いっぱい、令和4年3月を完了見込みに見ております。

それから、白石川堤「一目千本桜」ブランド化事業に関しては、今年、令和3年11月を予定しております。

都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委託に関しても、やはり事業内容の変更があったということで、令和4年3月を完了として見ております。

防災行政無線（デジタル移動系）整備事業に関しては、国のほうの放送免許が遅れているということで、国のほうからは6月までには、その前に交付され、工事のほうも完了できるとい

うことで6月を完了と見ております。

埋蔵文化財発掘調査受託事業に関しては、報告書作成業務だけが残っているということで、9月を完了ということで見ております。以上です。

続けてよろしいですか。

○議長（高橋たい子君） はい、続けてどうぞ。

○財政課長（森 浩君） すみません、2点目のコールセンター、いいですか。

○議長（高橋たい子君） はい。コールセンターにつきましては、じゃあ健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 26ページ、債務負担行為補正のコールセンター等業務委託料についてですが、こちらの業務内容のほうはコロナワクチン接種の予防接種の予約業務になります。そのほかに、実際の接種会場での当日の受付の業務、その当日接種が終わりましたら2回目の接種予約と、そちらの業務を想定しております。

○議長（高橋たい子君） もう一遍、財政課長。

○財政課長（森 浩君） 債務負担行為補正の変更ということで、庁舎1階備品リース料、当初7,810万円の限度額で予算化しておりましたが、今回入札を行ったことによって4,382万4,000円ということで請差が生じました。その請差に基づいて今回減額をしております。

庁舎備品のリースということで、当初予算の要求時にはカタログ等で、定価等でその備品の価格を算出しましてリース料率等を勘案して出したんですが、実際に入札によってこのような金額になったということでございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 都市計画総務事業の都市計画マスタープランや立地適正化計画策定については、今後、完了後どのように展開していくのか伺います。

それから、コールセンターの事業というのは、どこかに全て委託してしまう、委託料なので委託すると思うんですけども、どのようなところになるのでしょうか。受けられるところが町内にはあるのでしょうか。ちょっと心配になったものですから伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 今回、繰越しをお願いするわけですがけれども、実はこの計画に、新たな視点ということで防災に関する事項を強く入れなさいという、国から示された案件がございます。例えば、浸水想定区域ですとか、1000年に一度起こり得るとかですね、そういった

災害リスク関係もこの計画に入れなさいということで、発注した後、令和元年の後に、発注した後にそういったことがありましたので、実は期間が延びてしまうということになります。

この計画、例えば来年の今頃にはできている、3月末を見込んでいるんですが、当然、中間でもって議会には草案的なものはお示しをしてということでは考えています。その後に住民説明会とか様々なことで、こういう計画でもってこうしたいということでお示しをしていきたい、あるいはシンポジウムなども開いてやっていきたいというふうに考えているところです。

○議長（高橋たい子君） 次に、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） コールセンター業務、どこに委託するのかということなんですが、こちらの債務負担行為のほうは、令和3年度の年度当初から必要になるということでの債務負担行為になります。

あと、歳出のほうにコールセンター委託の業務があるんですが、今年度から業務を委託したところに多分、令和3年度もなるのではないかなというふうに思っております。今後、今日の補正でお認めいただいて、それから業者のほうは、何社か見積り等で検討はしているんですけども、まだ、この補正をお認めいただいた後に契約ということになります。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これで、総括と歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、38ページの議会費から49ページの衛生費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。9番平間奈緒美さん。

○9番（平間奈緒美君） 9番平間奈緒美です。

48ページ、7目予防費の新型コロナウイルス予防接種事業について、現在の進捗状況について伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 48ページ、新型コロナウイルス予防接種事業なんですが、こちらの進捗状況のほうは、1月会議での補正でお認めいただいたクーポン券の印刷、あとお知らせ、あとは健康管理システムのカスタマイズなど、対象者への通知のほうは進んでおります。全世帯向けのお知らせというのも検討しておりまして、こちらのほうを今準備しているところ

です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

39ページのまちづくり推進費の2-4-7、隊員活動報償費減の説明をお願いします。地域おこし協力隊員、どのような状況になっているのか伺います。

それから、42ページの18節、ひとり親家庭・妊婦等への生活支援臨時給付金の支給人数は何人になっているのかと、必要な人に全て届いたのかどうか伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（藤原政志君） 39ページのまちづくり推進費の報償費、隊員活動報償の関係です。減額になっておりますが、当初予算の報償費算定においては、既に委嘱されていた2人の隊員の1年間のもものと、それから令和2年7月以降で1名の新規採用を何とか目指そうということで、隊員1人分なんです、これは9か月分になります。そういったことで合計3人分の560万4,000円を計上していたというところがございます。実際には、一身上の都合により6月に1名、どうしても辞めなきゃならないということで退任された方がおりました。そういったことで9か月の減になっております。

それから、新規隊員の任命、令和2年11月からとなっております。令和2年7月から何とか早めにとということで考えてはおったんですが、ちょっと遅れまして令和2年7月から10月までの4か月分の減となったため、224万2,000円を減額するということになったものでございます。

○議長（高橋たい子君） 次に、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 42ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の18節、ひとり親家庭・妊婦等への生活支援臨時給付金の進捗状況と伺いますか状況でございますけれども、まず児童扶養手当関係の世帯につきましては、現在338世帯に給付をさせていただいております。それから、特別児童扶養世帯につきましては、104世帯に給付をさせていただいております。

さらに、3月までこちらのほう、新たに受給対象者になられた方に対しても継続して給付をしていくということで、これからどのぐらい増えるかということになりますけれども、予定では38世帯分を予算化、まだ持っている段階ですので、そこまでは受けられるという状況にもなっております。残り1か月となりますので、そちらのほうで対応していきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 妊婦の分についてご報告したいと思います。妊婦への生活支援の給付金のほうなんです、4月29日以降の妊婦さんにも3万円を支給するというので、前回給付、4月28日までの方には125名の方に給付しておりまして、その後、4月29日以降の妊婦さん、昨日までの現在ですと207名の方が対象になっております。その207名中、支給済みの方が144名ということで、今は申請書も母子手帳交付のときにすぐお渡ししていますので、給付のほうは順調にきております。

今回の補正は、非常に母子手帳交付の数が増えているということでの負担金のほうの増額をさせていただいたところです。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありますか。6番吉田和夫君。

○6番（吉田和夫君） 6番吉田和夫でございます。

48ページの予防費です。先ほど、新型コロナウイルス予防接種事業について、ある程度ご説明ありました。その中で、クーポン券であるとか、お知らせ版であるとかというお話があったんですけども、会場とか、いつ受けられるとか、予約状況であなたは何日だとかというのは、大体いつ頃町民のほうに発せられるのか、1点。

2点目が、7節に集団接種医師等報償210万9,000円と出ているんですけども、これも新型コロナウイルス、今回の医師等の報償なのかどうかお伺いします。

3点目、先ほどの12節のコールセンター委託料、400万円計上されております。いろいろ説明があったんですけども、ほかの自治体でもコールセンター、我々会派としても早めにコールセンターを設置してほしいということでお話は、要望を出させていただいたんですけども、本町のコールセンターというのは、本町以外のところに設置されるのか、あるいは本町の中にあるのか。

この3点をお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 48ページのコロナウイルスの予防接種事業なんです、クーポンやお知らせ、会場、いつ頃ということなんです、クーポンに関しては国のほうから3月中旬以降ということでした指示がされていけませんので、国の指示を待ってクーポンのほうは、発送する準備は今整えているところです。

お知らせに関しては、町では集団接種の会場は1か所であるということ、3月1日の広報

紙と一緒にチラシをまず全世帯向けにお出ししたいと思っておりました。まだ日程や、ワクチンの体制と申しますか、ワクチンが届く供給体制のほうが全然示されておりませんので、そちらが示されたときにまた追加で世帯向けでお知らせ、何月何日から、何時から予約ができるというようなのを第2弾でお出ししたいというふうに考えております。今のところは全世帯に、どこの場所でやるようになるというのをまず3月1日で、皆さんにちょっと安心していただければなというふうに思っていたところでした。

7節の報償費、お医者さんの件だったんですが、初めにこちらの補正予算を組ませていただいたときには、3月下旬から集団接種を開始しろというのが国のスケジュールでした。今は65歳以上も4月になってからというふうに時期が変わってきておりますので、こちらのほうはまた3月の追加議案等で若干予算に修正をさせていただきたいと思っております。こちらは、3月に集団接種をしたときにお医者さんに支払う報償ということで見積もっていたものです。

あとは、コールセンターのほうなんです、委託契約先との調整になるので、コールセンターの場所がどこかというのはまだお話が、申し訳ないんですけども、申し上げることができません。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 医師の報酬というようにしたので、何人ぐらいの想定をして、医師等とあるので多分今までにないような規模になると思うんですけども、スタッフとすれば総勢何人ぐらいを想定しているのか、これ一つ。

もう一つ、先ほどのコールセンターなんかでも、二、三日前に河北新報でも載っておりましたけれども、仙台市では100人体制でコールセンター開設というようなこと、記事に載っておりました。私もいろいろ調べてみたら、市町村ではロボットコールセンターとかというようなものも今いろいろと契約しているところがあるようなんですけども、その中で、例えば心配だというような人については、コールセンターのみならず相談体制まで全部載っているというコールセンターの在り方なんかも載っておりましたので、本町としてのコールセンターで、予約、あるいは接種時期、あるいは何か相談とかといった場合も全部、そのコールセンターにお任せというようなことでいいのかどうかだけお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） スタッフ何人というふうなことなんです、まだシミュレーションのほうを実際の現場ではしておりませんので、今の想定の大体のところなんです、1日当たり2時間ぐらいの時間を利用して昼の時間に接種するとすれば150人から180人想定で、ス

スタッフのほうは駐車場等の誘導も含めて40人前後ということで想定しております。それは1日当たりというようなことです。

コールセンターのほうなんです、予約だけでなく、簡単な相談も乗れるところに委託をしたいというふうに思っております。町のほうでも相談、受付は併せて行うということでは考えております。（「はい、いいです」の声あり）

○議長（高橋たい子君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。11番安部俊三君。

○11番（安部俊三君） 2問質問させていただきます。

まず、38ページから39ページの一番上のところまで、総務人件費が総額で907万9,000円の減額となっておりますが、あまりいいことではないんですけれども、職員の懲戒免職に伴うものが大きな理由として理解してよろしいのかどうか。また、返還を求めているようなんですけれども、その返還金をどのように取り扱うのかお聞きしたいと思います。それが1点目です。

2点目、41ページです。地方創生事業費の、要するに東京オリ・パラ応援サポート・人材育成事業、ほとんどが減額になっておりますけれども、これは理由は大体分かります。オリンピック・パラリンピックの延期、そして新型コロナウイルスの影響もあつてのことと思います。また、輪をかけたようにベラルーシの政情不安などもあつたのかなというふうに思いますけれども、現状をどう捉えて、今後の見通しなどを分かれば教えていただきたいと。

その2点、お願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木俊昭君） 38ページから39ページにかけての人件費の減額でございます。安部議員今までおっしゃるとおり、懲戒免職による人件費の減が大方でございます。

不当利得の返還金につきましては、既に1月末で返還されております。それについては、後の追加か、それとも専決かで、歳入のほうで収入として入れる予定でございます。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） もう一点は……、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（藤原政志君） 41ページの地方創生事業費、東京オリ・パラ応援サポート・人材育成事業の中で、東京オリ・パラ事前合宿招致推進協議会負担金が625万8,000円減額になったということで、大体恐らく想像はしていただいているかなというふうには思いますけれども、このコロナ禍の中で計画していた事業がほとんど実施できなかったということがございまして、それで実際に支出したのが約70万円ほどだということになりましたので、これは白石市と協議会が一緒ですから、折半で負担しているものですから、それで35万円の柴田町の負

担ということでかなりの減額になったということでございます。

それから、今後のことなんですけれども、やはりコロナの関係もでございます。それから、ベラルーシの政情の状況、不安定な状況というものがございまして、大変不透明な中ではありますけれども、今年度実施しようとしていた内容については基本的には実施、どういうふうにも実施していこうということを考えております。それにおきましては、プラスしてコロナ対策をした上でやっていかなければならないので、その辺の調整も国と行いながらということになっていこうかと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 人件費に関することなんですけれども、職員分限懲戒審査会、副町長をはじめ10名の構成でなっているようなんですけれども、今回、懲戒免職という大変重い処分を下したということではありますが、懲戒免職を受けた職員の関係する、例えば上司とかですね、職員も処分を受けたのではないかと思われましてけれども、公表されていないので自分はちょっと分からないんですけれども、今回の補正ともその辺、金銭的な、減額につながるような、そういった処分はなされているのでしょうか。その辺をお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君） 今回の懲戒処分につきましては、直属の長、上司、課長級に対しては嚴重注意処分を行っております。

ただ、今回は町民に対する様々な損害を与えた案件ではないということもありまして、いわゆる減給とか停職とか退職、そのほかの職員の懲戒処分については行っておりません。特別職についても同じでございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ございますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありますか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 15番舟山彰です。

39ページのまちづくり推進費、先ほどは隊員活動報償費について質問がありましたが、私はその下の12節委託料、マイナス313万6,000円、地域おこし協力隊活動支援業務委託料、これは隊員の増減があったことによって、まちづくり会社にですか、この委託料がそれで変更になったのかどうかを確認したいと思います。

2点目は、その下の財政財産管理費の庁舎・保健センター耐震補強等事業、今回3,570万5,000円増ということで、その内訳は次の40ページに工事のほうで庁舎・保健センター耐震補

強等事業が3,697万1,000円。ただ、上のほうの工事の監理業務委託料がマイナス126万6,000円ということで先ほどの総額3,500万円ほどになると思うんですが、この工事については全協などでスケジュールとか内容はその都度説明を受けておりますが、今回のこの3,570万5,000円というのは、当初の計画から変更があって、今回のこの2月の議会での補正予算提出で計上せざるを得ない、その内容というのを確認したい。

それから、今回のこの財源ですね。37ページの町債のところ、総務債が、緊急防災・減災事業債で庁舎耐震化事業のほうで4,710万円の増で、下の公共施設等適正管理推進事業債がマイナス1,010万円、こっちのほうは保健センター大規模改修事業と。これは、この3,500万円ほどの追加工事の財源ということで、特に財源を繰り替える、この緊急防災のほうが有利だから4,700万円ぐらいにして、下の保健センター関係のほうは1,000万円減らすという、この財源についてもちょっとお聞きしたいんですが。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（藤原政志君） 39ページ、まちづくり推進費、委託料、地域おこし協力隊活動支援業務委託料の313万6,000円の減ということですがけれども、議員おっしゃるとおり、こちらのほうは隊員、当初見積もっていた内容、例えば人員の数であったりとか月数、そういったものがかなり減になっておりましたので、当然その委託についても内容を変更し、減額するということになっております。

○議長（高橋たい子君） 続いて、財政課長。

○財政課長（森 浩君） 庁舎の工事費と事業全体の考え方です。今回、起債のほうの変更と繰越明許費ということで、令和2年度から令和3年度へ繰り越すということでの事業費等の計上をした際に、今回、工事費のほうを増額をして、総額事業費的には12億円になるということで説明させていただいています。

この3,697万1,000円の内訳ということなんですが、実際に今、工事費の進捗状況が、庁舎・保健センター合わせた工事の中でやっておりますが、30%いっておりません。そういうことで、今回、繰越事業費のほうもそういう現在の進捗状況と合わせて、繰越しの金額ということで今回上げさせていただいております。

先ほど、起債の件も言われたんですが、まず緊防債と言われるほう、緊急防災ですね、これは充当率が100%になります。公共施設のほうで90%ということで、それぞれ充当率が違う起債になっておまして、実際工事は1本でやっております。今回、庁舎と保健センターの起債

が違いますので、事業費のほうを案分をさせていただきました。案分をした上で令和3年度に繰り越すということで、ある程度繰り越してしまいますと補正財源も、事業費も補正ができなくなってしまいますので、進捗状況が30%もいっていない状況で、今後の工事の変更見込みとか、その辺を勘案して今回増額をしております、その増額した金額が変更になるという確定をしているものではなくて、あくまでも令和3年度に事業費を繰り越すということで、財源もそういうふうな確定をしたもので繰越しさせていただいて、ある程度余裕を持って令和3年度の繰越事業を執行していくということでこういう計上をさせていただいております。

ですので、必ずこの3,600万円が変更になるのかということではなくて、余裕を持った執行をする上で今回増額をさせていただいて、起債、歳入のほうも確定をさせて、ある程度確定見込みを出して繰り越すという形で今回は補正をさせていただいています。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ございますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 最初の地域おこし協力隊、隊員の増減とかでと言いますが、313万6,000円減という、まちづくり会社にじゃあどういうふうに業務を委託しているのかなとか、その内容をちょっと細かく、それで隊員が1人減ったりとかで313万円減ったというその、納得のいく説明と言えど何なんです、ちょっと。

それから、2点目は、今の財政課長の庁舎と保健センター、一緒に工事をやっていると言うんですが、市とか町の市役所とか役場庁舎と保健センターとかというのは、建てる名目が違うとか、もともともらう補助金なんか違うとか、今回のこの財源で、私……、もう一回、すみません、ちょっと。

町債のところの、片方は緊急防災・減災事業債、これは国からもう100%……、90%か、今の課長の説明で。あとは、下の公共施設のほうは80%でしたっけか。何か今の財政課長の、庁舎と保健センターは一緒に工事やっている、だから財源は同じだというみたいな、後の説明のほうにも、私、理解したんですけれども、本来は庁舎と保健センターというのは、私はやっぱり建てる名目が違うというような、だからこそ37ページのこの区分ですね、片方は緊急防災・減災、片方は公共施設等って、もう一回ちょっとここ、説明をお願いしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（藤原政志君） かなり詳細に多岐にわたるので、ちょっとかいつまんでということになるかとは思いますが、まず業務の大まかな枠組みからいうと、募集業務、それから活動支援業務、それから協力隊企業等支援業務ということで、それに対して消費税とか管理経費が加わってくるということになるかと思っております。

例えば、活動支援業務でいいますと、住宅の借り上げ料、車両借り上げ料、携帯電話借り上げ料、パソコン借り上げ料、燃料費、旅費、消耗品などで99万9,000円の減額になっているということです。それから、これは既存隊員もですね、新規隊員分も当初より4か月ほど短くなっているということがございますので、これも44万4,000円の減額ということになっております。

それから、協力隊企業等支援業務につきましては、企業相談が例えば144回で最初は積算しておりましたが、変更後は82回になったとか、そういったかなり細かい減額を精査しまして76万5,000円の減額としているところでございます。それを積み上げますと、ここに書いてある額の減額ということになりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 続いて、財政課長。

○財政課長（森 浩君） まず、歳入のほうで、まず庁舎と保健センター、議員言われるように全く行政目的が違う別物、建物でございます。それで、まず庁舎の耐震補強等の事業が、起債でいうと緊急防災・減災事業に該当すると。それから、保健センターにおいては公共施設等適正管理事業ということで、保健センターのほうの改修がそちらの事業に該当するというので、緊防債のほうは100%です。公共施設等のほうが90%の起債の充当率になります。こういうふうに財源的には違うもの、活用している起債は別なものですけれども、工事に関しては一体として工事をしておりますので、ですから歳出に関しては一体化しておりますが、歳入に関してはこういうふうに分けざるを得ない、目的が違うということでそういう形になっておりますので、今回はこういう補正になっております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 今の答弁でいうと、本来は保健センターは、庁舎と保健センターは工事を一体としてやっているのと、建設業者とかにね、例えば塗装だ何かというの。だけど、支出そのものは、やっぱり保健センターの部分は保健センターでやって、領収書とかももらって、それについての支払いとかは、財源としては公共施設等、保健センターのほうですか、と違って分けなくちゃいけないんじゃないですか。

その業者からすると、柴田町の庁舎と保健センターは一体で工事やっているんだよということかもしれませんが、町の会計処理でいくと、やっぱり庁舎は庁舎の工事分、保健センターは保健センターの分ということで支払いとかもやるし、領収書ももらうのは別々でもないんですか。ちょっと今の答弁聞いて、固いことを言うようだけれども、何かちょっとそう思ったので確認したいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 予算をつくる上で、性質別ということで、予算上は庁舎であれば総務費であり、保健センターであれば4款衛生費ということでの管理になるかと思えます。ただ、今回工事をしていく上では、それを分割して予算化するほうが効率的ではないのかなと思われまますし、そういうことで今回、財政財産管理のほうで庁舎等含めて保健センターの工事も行っておりますので、契約に関しても入札に関しても、それを分離してやるという考え方もあるかもしれませんが、一体として執行したほうがやはり効率的ではないかということで、今回はこんな形でさせていただいております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 次に、49ページの農林水産業費から65ページの予備費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。9番平間奈緒美さん。

○9番（平間奈緒美君） 9番平間奈緒美です。1点お聞きします。

52ページ、7款商工費2目観光整備費の14節工事請負費ですけれども、ここにポケモンマンホール「ポケふた」設置工事とあります。これは県の事業だと思うんですけれども、まずどこに設置をする予定なのか伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（沖館淳一君） 平間奈緒美議員のご質問にお答えしたいと思います。

ポケモンマンホール「ポケふた」の設置工事の場所になりますけれども、JR船岡駅の南口、船岡駅の改札を抜けまして、直進して階段がございます。その下のところに、階段の上から見える場所に設置する予定でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） これに関して、周知というのはしていくのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（沖館淳一君） 設置をいたしましたら、町のホームページ、それから広報紙等を活用いたしまして周知のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

また、県のほうで発行しております「ラプラス+宮城巡り」という、秋・冬号だったと思いますけれども、そちらのほうには設置する場所の予定ということで、船岡駅という記載のほうをさせていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。11番安部俊三君。

○11番（安部俊三君） 1点だけですね。62ページから63ページまでかけて、保健体育総務費の中で、総合体育館の建設予定地造成事業が終了しての補正がなされておりますけれども、大変恐縮なんですけれども、ちょっと私の経験から言いますと、あそこはこれから3月にかけて西風がすごく強くなると思うんですよね。ですから、飛ばない土であればいいんですけれども、電車を止めたとか、それからあの当時、日立電子がありまして、工場から大変な文句が来たり、とにかくそういったようなことで大変な思いをしたことがあるんです。

造成したのはいいんですけれども、その後の砂ぼこりが飛ばないように処置というのは考えられているんですか。これ、財政課が管理しているんでしょうか。その辺ちょっと、対策を講じているのかどうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 造成が終了して、今、財政課のほうで管理させていただいて、近隣の下水道工事等で工事業者のほうに一部分貸し付けている状況になっております。

議員言われるように、やはり造成をして土を運んできて、これから風等でそういうことが起きないようにということでは考えておりました。今後、ちょっと財政課のほうでも、種子、草といいますか、今回高くしたりもしておりますので崩れる場合もありますので、そういう部分ではのり面等にも種子をまいて草の出るような形にして管理していかなきゃならないのかなということ、今検討中でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ございますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。1点だけ。

同じく62ページの10款4目24節積立金に図書館建設基金積立金がありますが、この説明をお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田清勝君） 図書館費の積立金の関係でございますけれども、こちらは21万4,000円の補正をさせていただいておりますが、内訳といたしましては、柴田町図書館サポート委員会のほうから寄附金として21万618円をご寄附いただいております。それから、図書館建設基金の積立金の利子になりまして、3,066円の利子が入っておりますので、合わせまして21万3,684円を積立てするということで予算を計上したものでございます。よろしくお願

いたします。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これで歳出の質疑を終結いたします。

これをもって一般会計補正予算に係る全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号令和2年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第70号 令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第8、議案第70号令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第71号 令和2年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第9、議案第71号令和2年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号令和2年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第72号 令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第10、議案第72号令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第73号 令和2年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第11、議案第73号令和2年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、収入支出一括といたします。

質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号令和2年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第74号 令和2年度柴田町下水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第12、議案第74号令和2年度柴田町下水道事業会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、企業債補正を含め、収入支出一括といたします。

質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号令和2年度柴田町下水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開とします。

ご苦労さまでした。

午前11時54分 散会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年2月18日

議長 高橋 たい子

署名議員 12番 森 淑子

署名議員 13番 広 沢 真

